

令和8年1月22日

過料事件の通知について

伊達市未来政策部協働まちづくり課

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったことから、法第80条第5号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	NPO法人ふれあいの郷だて
主たる事務所の所在地	福島県伊達市長町6番地3
通知した日	令和8年1月20日
通知した理由	法第29条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかつたため。